

株式会社アドテイストのお客様満足を重視したサービス！ 企業向け広報等のコミュニケーションツールにおける品質保証制度 「アドテイスト・クオリティ・ギャランティ制度」を開始

株式会社アドテイスト（東京都江東区、代表 工藤太一）は、2015年8月1日より、法人向けサービスについて「アドテイスト・クオリティ・ギャランティ制度（AQG）」の適用を開始します。この制度は、顧客企業がアドテイストの提供するサービスの品質にご満足いただけない場合には、業務委託報酬の全額を上限としてお返しする制度です。



■ 「アドテイスト・クオリティ・ギャランティ制度」導入の狙い

アドテイストでは、お客様にサービス提供が完了したことでの報酬を得るのではなく、サービス提供が完了に加えて、サービスの品質にお客様が満足した場合にのみ、報酬を得るべきだと考えています。

こうした考えを反映し、2015年8月1日より、顧客企業の広報等のコミュニケーションツールである「社報・社内報などの広報誌、等」の適用を開始いたします。企業向けインナーコミュニケーションツールの制作サービスにおいてこのような保証範囲と金額および条件を持つ保証制度は、企業向け研修業界初であり、サービス業界全体の保証制度としても画期的なものと自負しています。

本制度の導入により、競争が激しくなりつつある、企業のインナーコミュニケーションツールの制作において、品質面での優位性をより明確に顧客に伝えることができるものと考えます。

■ 法人向けサービス・クオリティ保証制度の概要

| | |
|--------|---|
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託報酬のうちの全額または該当セッション部分をお返しする ・返済する金額については、顧客企業に決定していただく ・サービスへの満足度に関する判断基準については、事前に一切の制限や規定を加えない |
| 対象サービス | 顧客企業における広報等のコミュニケーションツール 社報、社内報、PR・広報誌、会社案内、入社案内、記念誌、社史 |
| 適用開始日 | 2015年8月1日以降に契約を締結するプロジェクトより |

（手続き上の留意点）

- ・申請期間：サービス提供契約に定められた期日後30日間
- ・申請方法：書面での通知が必要となります。

【このリリースに関するお問い合わせ】

株式会社アドテイスト CP事業部 担当：森

TEL：03-3632-4818 FAX：03-3632-4826 ホームページ：<http://www.adtaste.jp/>